李璮の乱後の漢人軍閥

――済南張氏の事例――

堤　一　昭

【要約】　西暦一二六二年、モンゴル帝国にクビライ政権が出現した直後におこった李璮の乱については、従来からそれなりに、政治的意義が重視されてきた。これを契機に漢人軍閥が廃止され、彼らによる間接支配であったモンゴルの中国統治が、中国的な中央集権に転換すると考えられたためである。しかし、実はそうしたイメージほど事実は単純でなく、根本からの見直しが必要である。本稿では、済南張氏の事例を通して、この反乱後に漢人軍閥が本当にどうなったのか、クビライ政権の中国統治体制は変化したのかどうかを集中検証した。統治体制の変化は認められる一方で、済南に権益を持つカチウン王家との、張氏のモンゴル帰順以来の関係は実は変化しなかった。また、注目すべきことに、張氏の「モンゴル化」や南宋併合以後のモンゴル政権のモンゴリア、華北、江南にまたがる支配構造が読み取れるのである。クビライ政権は中央集権化の一方で、華北、江南におけるモンゴル諸王の権益を維持、拡大したことが確認される。クビライ政権の中国支配は、チンギス・カン以来のモンゴルの一族分封の原理に基づく部分と中華的集権国家という二重の構造を持っていたと言える。クビライ政権はこの新しい形態の国家を作り上げた点で、モンゴル帝国史の中で一時代を画するものであった。

史林　七八巻六号　一九九五年一一月

はじめに

西暦一二六二年二月（中統三年）、山東の要地、益都の大軍閥李璮が南宋と通じて、クビライ・カアンに反乱を起こした。クビライ政権が成立して三年目、アリクブケとの帝位継承戦争はまだ決着がつかず、華北に拡大すれば政権の危機となる

可能性もあった。李璮に呼応する勢力は出ず、南宋の夏貴らの北伐も失敗して、わずか半年後に李璮は敗死し、乱そのものは終結する。

この反乱に注目されたのが、愛宕松男氏である。[1] 氏は、金末華北の漢人軍閥の出現を考察され、さらに李璮の乱の政治的意義を次のように位置づけられた。乱の後、一年有余にして、クビライにより他の漢人軍閥も廃止され、州県制が導入される。それにより、従来は漢人軍閥による間接支配であったモンゴルの中国統治が、中央集権に転換するのである。漢人軍閥は軍民官兼領の特権を奪われ、軍官か民官かの選択を余儀なくされ、単なる軍隊の指揮官や一介の官吏となる。この後、彼らは朝廷との譜代関係を唯一の基礎とする官僚貴族として存続する。モンゴル治下の漢地の封建勢力は完全に払拭されたのである、と。

愛宕氏の研究に触発されて、漢人軍閥に関する数多くの研究が発表されてきた。[2] ただ、それらは金末からクビライ政権成立以前の漢人軍閥勃興期に偏っている。クビライ政権成立後の時期まで扱ったものも、李璮の乱前後のモンゴルの統治体制の変化にまで考察を及ぼしていない。一方、李璮の乱を契機として、モンゴルの中国統治がいわば伝統中華王朝的な中央集権に転換した、というクビライ政権・元朝の政治体制の理解は通説となっているように思われる。

漢人軍閥は李璮の乱後に本当にどうなったのであろうか。クビライ政権の中国統治体制は李璮の反乱後に一気に変化したのだろうか。モンゴル帝国史と元朝史の展開のうえで、もっとも根本をなす問題であり、徹底検証が求められる。

本稿は、華北の四大漢人軍閥のひとつ済南の張氏の事例を通して、これらの問題を集中的に考えるものである。第一章では、李璮の乱に至るまでの張氏の動向を探り、チンギス・カンの弟のカチウン王家との関係を指摘する。第二章では、李璮の乱の際の張氏の動向、およびその後張氏がどのように変化したか、またカチウン王家との関係がどうなったかを考える。第三章は、カチウン王家を含むいわゆる東方三王家のクビライに対する乱、ナヤンの乱の後、張氏とカチウン王家がどうなったかを考える。これらの検討により、モンゴル政権の中国統治の特徴がどのように見えてくるか。それは、我

々の歴史イメージを、おそらく大きく変えるものになるはずである。

① 愛宕松男「李璮の叛乱とその政治的意義—蒙古朝治下における漢地の封建制とその州県制への展開—」（東洋史研究六—四、一九四一年。『愛宕松男東洋史学論集第四巻』一九八八年、所収）。同「元の中国支配と漢民族社会」一、中央集権機構、1領主制から州県制へ（『岩波講座世界歴史9』一九七〇年）に至るまで氏の説の骨子は変わっていない。氏は、李璮をはじめとする漢人軍閥を「漢人世侯」と命名された。

② 管見に入ったものだけでも、以下のように多い。井ノ崎隆興「蒙古朝治下における漢人世侯」（史林三七—六、一九五六年）。池内功「李全論」（社会文化史学一四、一九七七年）、同「史氏一族とモンゴルの金国経略」（『中嶋敏先生古稀記念論集』上、一九八一年）、同「モンゴルの金国経略と漢人世侯の成立」（『四国学院大学創立三十周年記念論集』、四国学院大学論集四六・四八・四九、一九八〇～八一年）。同「フビライ政権の成立とフビライ麾下の漢軍」（東洋史研究四三—二、一九八四年）。井戸一公「元朝侍衛親軍の成立」（九州大学東洋史論集一〇、一九八二年）。藤島建樹「元朝治下における漢人一族の歩み」（大谷学報六六—三、一九八六年）。野沢佳美「張柔軍団の成立過程とその構成」（立正大学大学院年報三、一九八六年）、同「モンゴル太宗定宗期における史天沢の動向」（立正大学東洋史論集一、一九八八年）。森田憲司「李璮の乱以前」（東洋史研究四七—三、一九八八年）。孫克寛「元初李璮事変分析」（大陸雑誌一三—八、一九五六年）、同『元代漢文化之活動』一九六八年、第三編「漢軍」。到何之「関于金末元初的漢人地主武装問題」（内蒙古大学学報一九七八—一）。唐長孺・李涵「金元之際漢地七万戸」（文史一一、一九八一年）。周良霄「李璮之乱与元初政治」（元史及北方民族史研究集刊四、一九八一年）。

第一章　張氏とカチウン王家

李璮の乱に至るまで、済南の張氏はどのような歴史をたどってきたのか。乱後の変化を考察するためには、まずこの問題を検討しなければならない。張氏の動向を以下の順に考えていきたい。まず張氏勃興の状況、次に張氏のモンゴル勢力への帰順、最後にクビライ政権成立時の動向である。

張氏初代の張柔はどのように興起したのか。『元史』巻一五〇張柔伝、巻一八二張起巌伝、および柔の孫の張宏の行状「済南路大都督張公行状」（『国朝文類』巻五〇、以下「張宏行状」）の語る状況は、次のようなものである。

彼は済南（歴城）の人。かつて従軍して流れ矢がまなじりに刺った際、人に足で額を踏んで抜かせ泰然自若としていたと

済南の張氏（※は「済南公」継承者）

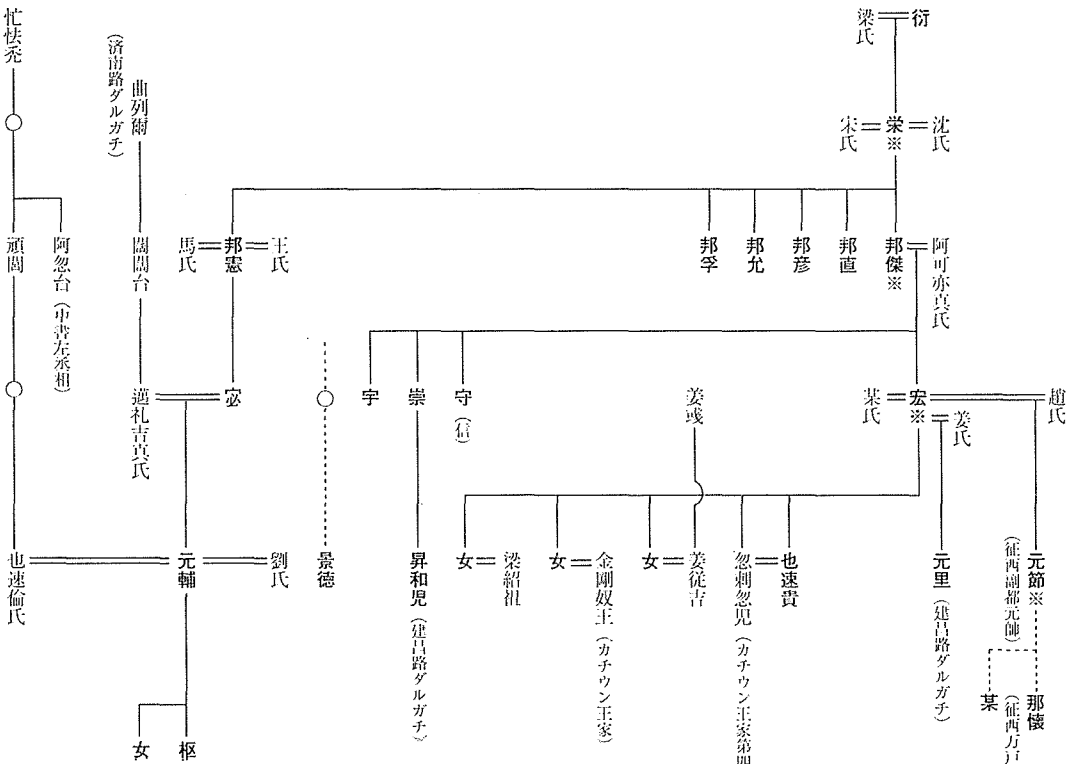

いう豪傑である。彼は、金朝の汴京南遷以後の混乱状態の中で、鄒平県の嬰堂嶺を根拠地として勢力を拡大していった。済南より東方の章丘・鄒平・済陽・長山・辛市・蒲台・新城・淄州が勢力圏であり、戦争が起これば、山に立てこもった。

彼のもともとの勢力圏に済南は含まれていなかったことが分かる。金朝は南遷後も山東の要地済南の維持をはかり、さらに南宋や漢人軍閥厳実も絡んで済南の争奪が行われていた。[1] 張栄がこれに関わったとする記事はない。従来済南の張氏として有名だが、彼が済南に入るのはモンゴル帰順以降の事なのである。

張栄はどのようにモンゴルに帰順したか。その状況を詳しく述べるのは、『元史』張栄伝のみである。

> 丙戌の歳（一二二六年、チンギス・カンの二一年）に、東平〔の厳実〕・順天〔の張柔〕が皆〔モンゴルに〕内属したので、張栄は遂にその兵と土地を挙げて、アルチダイ・ノヤン（按赤台那衍、Alčidai Noyan）に降伏し、太祖（チンギス・カン）にお目通りした。〔チンギス・カンは、〕孤軍で数年もモンゴル軍（王師）に抵抗した理由を問うた。張栄は「山東は土地は広く人も多うございまして、〔それが〕ことごとく皇帝様の所有となりました〔ためでございます〕。私めにもし頼りになります〔もの〕がございましたら、服従いたしません」と答えた。太祖は、これ（この答）を勇ましいとして、彼の背を軽く叩いて言った「まことに良き勇者（Sayin ba'atur）である」[2]と。金紫光禄大夫・山東行尚書省・兼兵馬都元帥・知済南府事を授けられた。

この記事で注目すべきことが二つある。第一はチンギス・カン時代にその弟カチウンの子アルチダイに投降していること、第二は張栄が知済南府事を授けられていることである。

チンギス・カンの三人の同母弟のうち、カチウンは早く没し、当時その子のアルチダイが当主であった。彼が華北の平定に従事していたという記録はない。それにも関わらず張栄が彼に帰順したということは、チンギス・カン時代の末期、すでに華北の権益設定が成されており、張栄の勢力圏はカチウン王家に割り当てられていたことを意味する。オゴデイ・カアン時代、金朝滅亡後の「丙申年の分撥」は、諸王・功臣の権益の確認だったと考えられるのである。[3]

帰順と同時に、張栄は長子の邦傑を、質子（トルカ）としてウルクイ河畔のカチウン王家のオルドに送った（遊牧宮廷、天幕群の本

営）。邦傑はそこでモンゴル人阿可亦真氏と結婚し、張宏をもうける[4]（本稿四頁の系図参照）。この張邦傑・張宏が済南張氏の第二代・第三代当主となっていくのである。質子としてモンゴル支配者のもとに送られた人間が、次の当主になる例は他にも見られる[5]。モンゴル支配の一つの特徴と言えよう。

オゴデイ・カアンの二年（一二三〇）、汴京に残る金朝討滅戦が行われることになった。張栄はカアンのもとに赴きお目見えを済ました後、オロナウル部族のアジュル・バアトルの麾下に戦う。張栄が荒廃した済南城に入り、復興に着手するのはこの戦役の後である[6]。丙申年（一二三六）の分撥では、済南路の五万五千二百戸の権益がカチウン王家に認められた[7]。「知済南府事」の官職を、モンゴルへの帰順時に得たのかどうかの疑問は残るが、張栄は、済南の権益を有したカチウン王家と結びついた後、済南に入ることができたのは確かである。

張栄はオゴデイ時代の終わりに引退し、カチウン王家のオルドで青年期を過ごした張邦傑が当主となる。彼はモンケ・カアン時代一二五四年ころ没し、張宏が第三代の当主となる。彼は当時二六歳、モンゴル人を母として、オルドで育ち「博く諸国語に通じ」た人物であった。多言語が使用されるモンゴル政権において、彼のような能力は不可欠であった。少なくともモンゴル語、漢語双方を話したことは確かだろう。

クビライ政権成立時に張氏はどのように行動したか。まず、モンケ・カアン時代末期の南宋遠征において、いわゆる「鄂州の役」に参加した。張宏は前鋒としてクビライに従い、前線の情報収集にあたった[8]。クビライは、兄のモンケ・カアン政権成立時から、華北を含む地域を委任されており[9]、曲折の後とはいえ華北からの南宋攻撃の総帥であった[10]。クビライの鄂州攻撃に参加した華北の漢人軍閥には、他に保定の張柔がいる[11]。

一二五九年に南宋四川の前線でモンケ・カアンが没したことから、後継大カアンをめぐる争いがはじまった。カチウン王家を含む、チンギス・カン諸弟の東方三王家とジャライル国王家・コンギラト駙馬家をはじめとする五投下の支持を得たクビライが一二六〇年に後の上都開平府で即位した[12]。弟アリクブケに勝利したのは、五年の内戦の末のことであった。

張宏にとって、クビライ政権の成立は歓迎すべきことであったろう。モンゴル帰順以来の関係を持つカチウン王家を支持基盤の一つとし、[13]彼自身が麾下に属した人物の政権であったからである。

クビライ政権から、張氏は厚遇される。まず当主張宏にはモンケ時代の地位が確認される。「張宏行状」には、クビライからの詔として「……先朝の聖旨を遵奉し、旧に依り虎符を懸帯すべし。済南府行軍万戸・管民総管の職を授く。およそ属する所に在りては並びに節制を聴す。朕の命を敬持して郷司を慎守せよ」とある。[14]さらに、中統二年六月には、八〇歳の高齢で生存していた張栄が「済南公」に封じられ、銀印を賜った。[15]「公」に追封される例は多いが、生存中に封じられるのは異例のことである。この後、張氏歴代の当主は「済南公」を襲爵することとなる。なお、同時に保定の漢人軍閥張柔も「安粛公」に封じられる。やはり「鄂州の役」でクビライに協力したことに対するものと考えられる。

この時期までの済南の統治の実際は、史料が乏しいため詳細は明らかにしがたいが、張氏がモンゴル側の収奪に対応しつつ領内の統治に努めたことが「張宏行状」「済南公世徳碑」（程鉅夫『楚国文憲公雪楼程先生文集』巻一六、以下「世徳碑」）に語られる。[16]

① 『金史』巻一六宣宗紀、興定二年八月戊午朔、『元史』巻一四八厳実伝。

② チンギス・カンは、当時西夏遠征中であった。その行営でのことであろうか。なお、華北の漢人軍閥の長は、モンゴルからバアトルの称号で呼ばれたらしい。真定の史天沢は三男（三哥）であったことから、Samka Ba'atur (Jāmi' al-Tavārīkh, mss. Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan 1518.（以下 JT）210 a. 杉山正明『大モンゴルの世界』一九九二年、二三三頁）と、保定の張柔は「張拔都児」(Éd. Chavannes, Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole, Toung Pao. série II., vol. IX, 1908. Planche 17.; 蔡美彪『元代白話碑集録』「一二六一年鹿邑太清宮聖旨碑」二一頁）と呼ばれている。

③ 松田孝一「モンゴルの漢地統治制度」（待兼山論叢・史学篇11、一九七八年、三四～三五頁）で、別の史料から、チンギス・カン時代すでに華北の権益設定がされていたとの説が出されている。

④ 「張宏行状」に「（張邦傑は）初め質子を以て王藩に侍し、阿可亦真氏を娶て、公（張宏）を生む」、「公（張宏）は遼東の兀魯回河に生まれ」るとある。『集史』イェスゲイ・バハードゥル紀のカチウンの国土の所在を記した記事には、そこに近い地方として「ウルクイ河の地方(hodūd-e rūd-khāne-ye ulqui)」が挙げられている（JT, 60 a）。若干のずれはあるものの、ウルクイ河畔がカチウン王家のユルトに含まれていたと考えられる。ただし、夏営地か冬営地かはこれのみでは判

断できない。杉山正明「モンゴル帝国の原像」（東洋史研究三七―一、一九七八年）二一頁参照。

張宏の没年と享年から逆算すると、張宏が生まれたのは、チンギス・カンの二〇年（一二二五）年となる。『元史』張柔伝の記す丙戌年（一二二五年）の帰順は、チンギス・カンへの謁見を記したものであり、アルチダイへの帰順はもう少し早かった可能性がある。

⑤ 雲南の旧大理国王家や高麗国王家の例がある。『元史』巻一六六信苴日伝、『高麗史』巻三六忠惠王世家・巻三七忠穆王世家・巻三八恭愍王世家。これらでは、大カアンのケシクに入っている。張邦傑の場合もアルチダイのケシクに入ったのかも知れない。海老沢哲雄「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」（埼玉大学紀要教育学部・人文社会学部第二一巻、一九七二年）三六頁；堀江雅明「モンゴル＝元朝時代の東方三ウルス研究序説」（『小野勝年博士頌寿記念東方学論集』、一九八二年）三八八～九、三九四頁参照。

⑥ 程鉅夫『楚国文憲公雪楼程先生文集』巻一六「済南公世德碑」に「遂に中原を平定するに至るや、済南の廃城を俯復して国と為し、雄藩たりて東南一面の寄に当たる」とある。また、張柔により、済南が復興されたことは、劉敏中「済南路総管府新署記」（『中庵先生劉文簡公文集』巻二）に「済南府の旧治は、国初に郡侯張公の宋・金の故基に因りて築く所」とあることからも分かる。

⑦ 『元史』巻九五、食貨志三、歳賜。巻二太宗紀では、アルチダイに濱・棣州が与えられたと記す。これについては第二章注㊳で触れる。

⑧ 「張宏行状」

⑨ 『元史』巻四、世祖本紀「歳辛亥六月、憲宗即位す……、憲宗ことごとく屬すに漢南漢地の軍国の庶事を以てす」

⑩ 杉山正明「クビライ政権と東方三王家」（東方学報京都五四、一九八二年）。

⑪ 『元史』巻三、憲宗本紀、八年戊午（一二五八）二月。

⑫ 杉山正明、前掲「クビライ政権と東方三王家」、第五章参照。

⑬ カチウン王家の、クビライ政権における地位の高さは、この家の当主に与えられた印章の文面によっても確認できる。至元二四年当時、カチウン王家の当主シンナカルの持っていた印章の文面は「皇嫡貴宗之宝」であった（『元史』巻一四）。これは『元史』巻一〇八、諸王表の、クビライ諸子の有した金印獸紐の一字王号に相当する格のものであった。金印獸紐の「無国名者」の項にアルチダイ（按只吉歹大王）が記されるのは、この文面に国名が無いためである。

⑭ これら伝記史料に大カアン交代ごとの入覲や地位の確認の記事が記されるのは、前政権での地位は新政権に確認されない限り継承できなかったことを示すと考えられる。「世德碑」に、張宏が中統元年に「済南路大都督」になったとするのは誤り。なお、銭大昕『潛研堂金石文跋尾』巻一八「済南孟公神道碑」（至元二年三月）に「宣授済南路行軍万戸孟公」がみえる。『元史』巻一六六孟德伝と合わせて考えると、こちらは追封か。

⑮ 『元史』巻四、中統二年八月甲寅。王惲「中堂事記」中統二年六月一六日丙寅（『秋澗先生大全文集』巻八二）。「世德碑」。

⑯ 張氏の伝記史料に記す、この時期までの統治の状況の記事は三つにまとめられる。①徵税・徵兵に対する軽減の要請と代納（「張宏行状」「世德碑」）。②金朝崩壊後、河南の民の北徙（「張宏行状」）。③朝廷の考課で天下第一と称される（「張柔伝」：オゴデイ八年、「世德碑」：オゴデイ一〇年、「張宏行状」：モンケ二～三年）。

なお、『元史』巻二、太宗本紀では（八年丙申秋七月）、分撥は行われたが、耶律楚材の建言により、諸王たちは権益地にダルガチを置くのみで、朝廷が官吏を置いて徵税したと記す。この時期の済南のカチウン王家のダルガチについてはよくわからない。わずかに至元五～九

年頃には済南路所轄の一三州県にダルガチがいたこと、また張栄の孫である宓の妻、邁礼吉真氏の祖父の曲列阿が済南路ダルガチであることが知られる。張氏とその配下が朝廷の官名を帯び統治していたと考えられる。

第二章　李璮の乱と張氏

李璮の乱の際、張氏はどのような対応をしたのか。乱後、張氏はどう変化したか、カチウン王家とのつながりはどうなったのかを順に検討していきたい。乱そのものの経過は先行研究に詳しいのでそれらに譲るが、中統三年二月に乱を起こした李璮は本拠の益都から進撃して、その月の内に済南を占領し、そこで包囲されて七月に敗死する。本拠地済南を奪われた張氏に影響・打撃は大きかったはずである。

乱の直前に、当主張宏はブレインの参議府事姜彧と量り、李璮が反乱を企てている証拠を一〇箇条にまとめ、クビライに通報する。姜彧は父の椿の代から張氏に仕え、次子従吉が張宏の娘を娶るという姻戚関係にあった。中統二年一〇月壬寅、保定の張柔・東平の厳忠嗣ら漢人軍閥七万戸の一人として、彼はクビライのもとに自らの兵を率いて赴くことを命じられ、姜彧を同行させて中都地区にいたる。[1] 翌三年正月元旦の儀式後、張宏はクビライに酒を注いだ際に、報告事項があることを伝えた。一六日にクビライが中都近郊で狩猟を行ない、もとの郊壇の傍らに宿営した晩、張宏は召されて李璮の逆心を伝えたという。この事柄は軍事上の秘密とされた。しかし、機先を制すべきとする姜彧の策は容れられず、張宏らは済南に戻り、李璮の反乱を迎えることとなる。

張氏は李璮の進撃を防ぎきれず、済南を放棄する。老齢の張栄は属僚や住民を済南近郊の南山に立てこもらせ、自らは軽騎を率いて西北の陵州（将陵）で李璮軍を防いだ。張宏・姜彧は逃げ散った民を集めて、クビライ側の軍を迎え、李璮討伐に加わることになる。

中統三年二月己丑（三日）の李璮反乱の報を受けて、クビライは討伐軍を編成して差し向ける。諸王カプチュ（合必赤）を

総帥として、東平の厳忠範・真定の史枢ら華北の漢人軍閥を動員した「蒙古漢軍」であった。張宏も自らの管内の民を徴発して兵とし、他の軍閥とともにまず濱・棣に集合するよう命じられた。これらにより李璮包囲網が作られていく。その中で李璮は済南を占領したのであり、南宋の夏貴・青陽夢炎の援軍も撃退されて、孤立無援となる。

李璮が済南に籠城している時、彼の本拠益都では早くも乱後の処理が始まっていた。クビライの命で張宏はそれに参加する。[2] 管轄者はウイグル人サルギス、益都を華北の所領とする東方三王家のオッチギン王家のタガチャルの宿老ともいうべき人物であった。[3] 張宏は、乱鎮圧後に功績により「済南路大都督」に任じられた。[4] 一方、姜彧は済南包囲の軍中にいて、包囲のための環城の建設、[5] 総帥のカプチュへの陥落時の略奪防止策の進言を行っている。張氏のこれら以外の人間、張宏の叔父たち、張邦直・邦彦・邦允・邦孚・邦昌・邦憲らの動向は分からない。

張宏の叔父たちの動向を取りあげるのは、乱から二年後の至元元年四月になって、張邦直らの李璮との通謀が取り調べられ、翌年正月に張邦直は処刑されるからである。『元史』世祖本紀にはつぎのようにある。

（至元元年夏四月）丁卯、李璮の逆党の万戸張邦直兄弟および姜郁・李在ら二十七人の罪を追治す。

（至元二年春正月）癸酉、山東廉訪使言えらく「真定路総管張宏は先に済南に在りて、変に乗じて官物を盗用す」と。詔して、宏は嘗て李璮の反を告げるを以て宏の死罪を免じ、其の職を罷め、贓物を徴して官に償わしむ。邳州万戸張邦直らは制に違い馬を販り、並びに死に処す。

張邦直の処刑は、直接には南宋への馬の密貿易が理由とされているが、[6] 李璮の乱への通謀が問われているのである。そればかりでなく、張宏までも乱の際の官物横領が告発され、官を罷免されている。この時期になって摘発したのは、クビライのアリクブケへの勝利が確実になったことが背景にあろう。

張氏の伝記史料中には李璮からの働きかけ・関係を示すものがある。『元史』張栄伝の末尾には年次を記さずに、李璮からの馬蹄金の贈り物を張栄が断った話を載せる。また「張宏行状」には、張宏がクビライに通報した李璮の反乱の兆候

十事のなかに、李璮の馬の密貿易・済南との交易の際の南宋の漣州会子の使用・歳賦と塩課の横領を事細かに記している。これだけのことを知り得たのは、張氏と李璮との関係が深かったからに相違ない。張氏自身も馬の密貿易・塩課の横領を行っていたのではないか。いずれにせよ、張氏内部に李璮に加担しようとする動きがあったのである。

以上の、李璮の乱における張氏の動向から次のようなことが考えられる。中統二・三年当時、クビライとアリクブケの戦いの帰趨は見えず、それどころかモンゴルの華北支配そのものが続くかどうかも見極めがたい。それが李璮を反乱に踏みきらせ、また張氏内部に通謀する者が出た理由であろう。その中で、幼少よりカチウン王家のオルドで育ち、王家のクビライ擁立の状況により通じていた張宏が、クビライ支持に決し、乱を通報したことで、結果的に辛うじて張氏を存続し得たのである。

李璮の乱鎮圧後、クビライは華北の漢人軍閥に対する政策を次々とうちだした。これらの政策は、愛宕松男氏により、漢人軍閥による間接統治から、元朝の中央集権への転換と位置づけられたものである。次に列挙する。

中統三年一二月：軍民官兼領の撤廃、一族同塗の禁止。⑦

中統四年正月：十路奥魯総管府の設置による軍戸に対する支配権の喪失。⑧

至元元年一二月：遷転法の施行による世襲権の剝奪。⑨

これらの政策に張氏はどのような影響を受けたのか。『元史』張栄伝の末尾、および「世徳碑」に載る張栄の諸子（既に没していた張邦傑、および淮安路総管の張邦憲を除く）⑩および張宏の官職は、李璮の乱後のもので至元二年に張邦直・張宏が処刑・処罰される直前の状態と考えられる。「張宏行状」と合わせて、上記のクビライの政策による変化を見ることができる。

張邦直：行軍万戸（『元史』巻五、至元二年正月癸酉では邳州万戸）

張邦彦：権済南行省（「世徳碑」では権済南省事）

張邦允：知淄州（「世徳碑」では盤陽軍節使）
張邦孚：大都督府郎中
張邦昌：奥魯総管
張　宏：真定路総管（「張宏行状」では真定路総管兼府尹・鎮国上将軍）

軍民官兼領はたしかに撤廃されている。当主の張宏がクビライ政権成立当初に認められたのは「済南府行軍万戸・管民総管」（済南路軍民万戸）であった。[11] それが万戸職を邦直が、総管職を張宏が、分けている。ただ、張宏が武階官「鎮国上将軍」（従二品下）を帯びていることからすれば、総管すなわち民官とは言い切れず、また、従来は張宏一人が帯びていた万戸職と総管職を、一族で分有することが打撃であったかも疑問である。一族同塗の禁止はどうか。張氏の場合、万戸職はもと張宏一人が帯びていたため検討し得ない。同塗を禁じられた「管民総管」は真定路総管張宏のみであり、総管職については同塗の者はいない。[12]

注目すべきことは、総管職が漢人軍閥史氏の根拠地の真定路のものであり、済南路のものでないことである。本籍廻避を意図したものと考えられる。[13]

もっとも、この時点では張氏の済南での官職はなくなっていない。邦彦が「権済南行省」、邦允は当時、済南路内の「知淄州」なる職を帯びている。邦孚の「大都督府郎中」は、張宏が「済南路大都督」から真定路総管となった以上、済南路のものでなく、先にふれたサルギスが乱後の処理のために益都に設置した「山東行省都督府」の属官と見られる。姜彧も「大都督府参議」となっている。「邳州万戸」とも書かれるように邦直が南宋前線の邳州に駐屯していることを合わせると、この時期、張氏の関係する領域はむしろ拡大していると言えよう。[14] 奥魯総管府の設置による軍戸支配権の喪失についても、邦昌が奥魯総管に就いていることから、実質的変化は受けていないと考えられる。

これら至元二年の処罰以前に認められる済南での官職・一族関係領域の拡大・奥魯への支配は、万戸張邦直までが処刑

されたことからすれば、失った可能性が強い。ただ、済南に居続け、この地の有力者であることには変化はないのである。

済南が本拠地であり続けたことは、後にふれる張宏らの行動、および張栄ほか一族の墓碑・神道碑が済南城東郊三五里の和山南麓の「張林邱村」に残されていることから分かる。[15] 村名からすると、後世まで張氏の子孫がここに住み続けたのかもしれない。

張宏のいとこ張宓の妻は済南路ダルガチ曲列爾の孫、邁礼吉真（メルキジン）氏であった。また、二人の間の子、元輔の妻、イェスルン（也速倫）氏の祖父は、成宗テムル期に御史中丞であった頑閭である。[16] 二つのモンゴル人有力者家系との通婚関係からは、張氏の落魄は読み取れない。

遷転法による世襲権の剝奪については、李璮の乱の際の行動を理由とする至元二年の処断以後の変化を知る必要がある。状況が分かるのは張宏と張邦憲の家系である。

張宏は罷免されて七年後、懐遠大将軍（従三品下）・新軍万戸として虎符を佩び、襄陽包囲戦に再起用され、翌年「襄陽統軍使」となる。[17] 襄陽の主将呂文煥は投降勧告を拒否し続けていたが、張宏の説得の結果、降伏を決断したという。張宏は襄陽陥落後のバヤンの南宋遠征には従軍せず、至元一三年の襄陽統軍司廃止後に官をやめて済南に帰還した。[18] 張宏の子元節は、済南公を嗣ぎ、「宣武将軍（従四品下）・征西万戸」となった。彼は襲職直後、「征西元帥府副都元帥」として、ジャライル国王家の征西都元帥センウ（相威）に従ってシリギの乱関連の戦役に従軍した。孫の那懐（Noqai）は「征西万戸を襲」った。武階は下がっているものの、張氏の当主が万戸職を世襲していることが分かる。[19]

張栄の末子張邦憲が、至元二年の張氏処罰の前後どのような状況であったかは分からない。淮安路総管になったのは、総管府が立てられた至元一四年（『元史』巻五九、地理志二）より後である。それ以後は不明である。彼の総管職は、張宏のそれを受けた形になるのかも知れない。彼の子、宓の官歴は神道碑により、詳細にたどることができ、実際に遷転していることが分かる。[20] 官歴のうち、彰徳・保定・真定・平江といった要路の総管をつとめたことが目だつ。済南路は含まれて

いない。張宏も真定路総管となったことがあったが、それとの関わりは不明。遷転の後ながら路総管になり得ているが、直接には世襲されていない。

以上から、クビライが行った漢人軍閥張氏への政策は、少なくとも至元二年の処罰以後は、影響が大きかったことがわかる。軍民官兼領は撤廃され、総管職では本籍回避が行われ、世襲されていない。その点では、確かに漢人軍閥の勢力は削減され、クビライの中央権力が介入してきていると言えよう。しかしながら、変化していない面もある。ひとつは、万戸職の世襲であり、もう一つは済南を本拠とする有力者であることである。

ところで、モンゴル帰順以来の張氏とカチウン王家とのつながりはどうなったのであろうか。また、クビライ政権後、カチウン王家の済南の権益はどうなったのであろうか。

張氏とカチウン王家とのつながりは続いている。張宏の娘二人は、カチウン王家のフラクル（Hulaqur, 忽剌忽児）と金剛奴に嫁いでいた。フラクルはカチウン王家第四代の当主であり、クビライ政権樹立およびアリクブケとの戦争の際にクビライを支援する重要な役割をはたした人物である。[21] 張邦傑とモンゴル人阿可亦真氏の子として、王家のオルドで育ち、モンゴル語にも堪能であったであろう張宏は、牧畜に便利なその地の風土を愛した。官を退いた後、至元二四年済南で亡くなるまで、一年交代にカチウン王家のオルドと済南とを往復していた。張宏には、漢人軍閥張氏の当主として以外に、カチウン王家当主の岳父という顔を持っていたのである。次に述べるカチウン王家の済南での権益維持と、張宏の地位の高さを考えると、彼はオルドと済南を往復しつつ、カチウン王家の済南の権益管理に関わっていた可能性がある。[22]

つぎに、カチウン王家の済南での権益がどうなったのかを考えるため、クビライ政権の、諸王家などの華北領に対する政策を検討する。

諸王家などの領内の路のダルガチ・管下の州県のダルガチは、諸王家側により選ばれた。[23] クビライ以前の状況は不明の点が多いが、クビライ中央政権は、諸王家側の選んだ人物の叙任と州県ダルガチのその領内のみの遷転を行おうとした。

路のダルガチは遷転の対象となっていない。『元史』巻八二、選挙志二、銓法上に載る諸王の分地の官に関わる記事の冒頭には、「およそ諸王の分地と受ける所の湯沐の邑は、自ら其の人を挙げるを得、名を以て朝廷に聞し、しかる後其の職を授く。」と原則を述べる。つづく至元二年の条には「詔して各投下の総管府の長官を以て遷せざるほか、其の属する所の州県の長官は、本投下に分到する城邑内において遷転す」と記す。路の総管府の長官は、同格でダルガチと総管が並ぶが、[24] ここで言う「長官」は他史料の事例からしてダルガチを指していると考えられる。至元四年一二月九日の中書省の箚付に「係官・投下の州県のダルガチの人員もまた管民官の例によって、三十ヵ月を満期とし、くずくずせずに解由状を〔受け〕取って、〔中書〕省に赴き遷転する」とあることから、[25] 当初、中央直轄の州県のダルガチと同様に三十ヵ月で遷転させようとした事が分かる。至元一九年になって、三年を任期とすることになった。[26]

はたしてクビライ政権が、ダルガチに対する政策をどこまで実施できたか疑問である。諸王家などの領内での州県のダルガチの遷転を促す命が何度も出されていることからすると、[27] 実状は行われていなかった例が多いと考えられる。カチウン王家の済南路においてもダルガチの遷転が行われていなかった。監察御史王惲の「済南路所轄の達魯赤花（ダルガチ）は合（まさ）に遷転すべき事を論じる状」によると、[28]「済南路所轄の州県の現任のダルガチのうち、〔ダルガチの〕仕事を世襲（承襲）したり、また任期が満ちて久しいのに未だに遷転を経ていない者が十三員」いたという。当時、済南路に属する州県は一三、つまり全員が遷転していないのである。彼の監察御史の在任から至元五年から九年の間の状態と分かる。[29] 至元二年に命が出されてから少なくとも三年後になるが、実状はこのようなものであった。

路総管以下の官はどうか。『元史』選挙志の諸王の分地の官の項および『元典章』の投下官の規定・事例にはふれるところ無く、中央政権側が任命する原則であったと考えられる。済南路総管について言えば、そのごく一部しか知り得ないが、カチウン王家・張氏いずれとの関係も確認はできない。[30] また、王惲の「済南の経歴の闕員の事を論ずる状」（『秋澗先生大全文集』巻九二）には、済南路経歴の孔文貞が中書省により東平に転任させられたこと、欠員となっている路の経歴と

知事を補充すべきことが述べられている。これから、経歴・知事は中央政権側の任命にかかることが分かる。

なお、中統二年一二月から至元元年ころまで存在した「十路宣慰司」[31]および至元二年閏五月に廉希憲が「省事を東平・済南・益都・淄萊等の路に行し」たこと[32]の済南への影響については、分からない。ただ、至元二三年になって済南路・益都路などの上に山東宣慰司が設立された際のクビライの政策は注目すべきである。彼は済南路がカチウン王家（当主はシンナカル）の分領であることから、王家からの代表者が宣慰司に参加することを求めているのである。[33]

クビライ政権は、諸王家の華北領において、少なくとも諸王家側の権限を彼ら自身によるダルガチの選定という形で認めている事が分かる。また、総管以下の官を通じて行政を行いつつも、諸王家の権益は保持していたことも確認できる。『元典章』巻二五、戸部一一、差発「投下戸の糸銀は貧富を験じて科す」（至元二年二月）に載る諸路総管府設置の条画に、諸王たちに属する戸は、一部を除き、中央政権に属する民戸とともに徴税されることが記される。しかし、記事中に「本投下の合に得べき五戸糸数などの物」という表現がある以上、有する五戸糸数などの権益は何らかの形で諸王たち領主側に渡されたと考えられる。[34]そもそも済南路の場合、その戸の大半はカチウン王家の権益として認められていた。三〇年余りの時代の隔たり、領域の変動があるため、単純な比較はなしがたいが、『元史』巻五八、地理志に載る済南路の戸数が六万三千二百八十九戸（冒頭の大都路の箇所の注から、至元七年（一二七〇）のものと考えられる）。一方、同、巻九五、食貨志三、歳賜に載るカチウン王家への丙申年（一二三六）の分撥戸数は五万五千二百戸。憲宗モンケ時代に認められたカダアン（合丹）大王の「済南の漏籍戸」二百戸もカチウン王家のものである。やはりモンケ時代認定のトゥルイの子スイゲトゥ（歳哥都）の「済南等処五千戸」はカチウン王家とは比較にならない。[35]

確かにクビライ政権は漢人軍閥の権限を奪った。そして、遷転制により離着任する路総管以下の官僚を通して行政を行なう体制を作って行った。しかし、従来言われてきた、李璮の乱後のこうした中央集権化は一つの側面であり、もう一つの側面として従来の諸王家をはじめとする領主側の権益・関与がクビライ政権により維持されたことを無視するわけには

いかない。張氏はこうした状況の中で、カチウン王家とのつながりを維持し続け、路の総管職を失った後も済南に居続けるのである。

① 『元史』巻四、世祖本紀、中統二年一〇月壬寅。

② 趙孟頫『松雪斎文集』巻八「大元故嘉議大夫燕南河北道提刑按察使姜公墓志銘」（姜彧の墓志銘）。

③ 欧陽玄『圭斎文集』巻一一「高昌偰氏家伝」。

④ 益都の戦後処理の長となったサルギスが「山東行省大都督」「益都行省大都督」と称され、また南宋の臨安陥落後にマングダイ、范文虎を長とする「両浙大都督府」を置いていることからすると、済南の戦後処理を行ったものか。

⑤ 環城を攻撃対象都市のまわりに築き、外部との交通を遮断する兵糧責めは、至元五年からの襄陽包囲が有名だが、済南にその前例があることが分かる。

⑥ 『元史』巻四世祖本紀、中統二年五月丁亥の条に、越境交易を敢しく禁じ、特に馬を売った者は死罪とすることが述べられている。南宋への軍馬の流出禁止はモンゴル政権歴代の懸案であった。『大元馬政記』馬政雑例、至元二年六月条に「已前、哈罕皇帝（オゴデイ）・蒙哥皇帝は果ねて聖旨を降だし、諸人に禁約して馬疋を将て外界に偸販するを得る無からしむ。近年以来、亦た曾て禁治するに、終是に絶えず」とある。

⑦ 『元史』巻五世祖本紀、中統三年一二月癸亥・戊寅。

⑧ 『元史』巻五世祖本紀、中統四年正月甲午・乙巳。

⑨ 『元史』巻五世祖本紀、至元元年一二月庚午。

⑩ 淮安路がモンゴル政権の有に帰したのは、至元一二年のバヤンの第二回の南征の後である（『元史』巻五九、地理志二、河南江北等処行中書省、淮安路；同巻一二七、伯顔伝、至元一二年九月）。従って、張邦憲の淮安路総管職はそれ以降のことと考えられる。

⑪ 「済南路軍民万戸」の称は、『元史』巻五、中統三年二月甲辰に見える。『元史』巻一〇世祖本紀、至元一五年六月丙寅に済南府を済南路に昇格する記事を載せる。巻五八地理志に、至元二年の前に済南路総管府の名が見えることから、一五年以前から済南路の呼称があったことが分かる。

⑫ 愛宕氏の挙げているのは、万戸・千戸の軍官の例のみである。

⑬ 『元史』巻一〇世祖本紀、至元一五年八月乙丑の条には、「済南総管張宏」が、かつて民賦の代納のため借用した銀の返済をクビライにより免除された、との記事がある。「済南総管」は借用時のものであり、至元一五年時点に彼が済南総管であったわけではない。

⑭ モンケ時代の乙卯年（一二五五）から、張氏麾下の済南新旧万戸の劉斌（一二五九年没）と子の思敬が邳州に駐屯していた。思敬はクビライ政権成立後、侍衛親軍指揮使董文炳の麾下に移った。李璮の乱の時、邳州はいったん南宋の夏貴に奪われた。その後、オロナウル部族の万戸カイドゥやウリャンカン部族の都元帥アジュらによって奪還と城郭の修復がなされていた。張邦直はそれに参加し、邳州に駐屯していたのであろう。

⑮ 張柔の墓碑残碑、張宓の神道碑が呉式芬『金石彙目分編』巻一〇之一、済南府、および『済南金石志』巻二、歴城石、に著録され、張宓神道碑は畢沅等『山左金石志』巻二四に移録される。張宓については、すぐ後に触れる。彼は致仕の後、済南に帰り、至正四年に没し

た。子の元輔らによる神道碑の立碑は至正一四年。元末まで、張氏が済南にいたことが分かる。なお、保定の漢人軍閥張氏も、天暦の内乱の時点まで保定に本拠があったことが、張宓の神道碑の記事から分かる。

⑯ 「張宓神道碑」および銭大昕『潜研堂金石文跋尾』巻二〇「済南郡宣慰公張宓碑」、同『元史氏族表』(『二十五史補編』所収本、二〇〇頁)。『憲台通紀』「命頑閭為侍御史」(元貞二年二月初五日)には、アクタイ(阿忽歹)の弟頑閭を侍御史としたことを記す。アクタイはテムル期の左丞相アクタイ(阿忽台)であろう。彼らの家はエルジギデイ部族、祖父はモンケ朝の千戸長モンゲトゥ(忙怯禿)である。テムル没後、アクタイはアーナンダを擁立しようとして、後の仁宗アユルバルワダに処刑されているから、頑閭の御史中丞在任もテムル期のことであろう。『元史』巻二二、成宗本紀、大徳九年一一月庚午の条;同巻二二、武宗本紀、大徳一一年三月;同巻二四、仁宗本紀、大徳一一年三月丙寅・戊辰。

⑰ 張宏がこの時率いた「新軍」は、旧李璮系の「益都新軍」か。李璮の乱以後、南宋遠征にかけての軍の帰属変動は激しく、個々の万戸レベルになるとその所属軍の変化は未解明の所が多い。

⑱ 襄陽統軍司の廃止は、『元史』本紀には焦山の戦直後の至元一二年九月乙酉、淮東揚州陥落直後の一三年八月庚辰の二箇所に記される。襄陽統軍司は、荆湖行枢密院の前身のひとつ河南統軍司と関係があるかもしれない。ただし、中統三年一二月丙辰の山東・河南統軍司の設立(『元史』巻五)に張宏の名は見えない。

⑲ 「張宏行状」。『元史』巻一二九、相威伝に「(至元一三年)秋、入覲して……金虎符・征西都元帥を授かる。……時に親王海都叛き、命ぜられて汪総帥の兵を領して以て西土に鎮す。」とある。年代からしてもジャライル国王家のセンウとともに、シリギの乱に伴う戦役に出撃したと考えられる。シリギはカイドゥとの連携を求めたが失敗した。汪総帥は塩昌のオングト系の汪惟正か。センウに従軍したことが確認できる人物に、おそらく旧李璮系の軍を率いた漢軍元帥監軍事の韓政がいる(袁桷『清容居士集』巻三四「韓威敏公家伝」)。センウは至元一四年七月には揚州に設立された行御史台の御史大夫となっているから、張元節も済南に帰還したものと考えられる。なお、都元帥・元帥・万戸は、ある時点での活動地域を冠して呼ばれることが多い。都元帥が元帥と略称されることがある。

⑳ 『山左金石志』巻二四「済南郡公張宓神道碑」。張宓の官歴を順に挙げると、即位前の武宗カイシャンのケシクの質子、知滕州、知南陽府、兵馬司都指揮使、彰徳路総管、□北廉訪副使、保定路総管、真定路総管、平江路総管、吏部尚書、嶺北行省参知政事、山東東西道宣慰使である。

㉑ 『集史』イェスゲイ・バハードゥル紀、カチウン王家の項の本文では、カチウン王家の歴代当主六人の名を挙げる(JT. 60 a)。それに付された系図(JT. 61 b)および『五族譜』(Shu'ab-i Panjgāna. mss. Topkapı Sarayı Müzesi, Ahmet 2937. 以下 SP° 103 a〜104 b)では第七代当主ヨジルを加えて七人を縦につなぐ〔①カチウン(Qajiūn) ②アルチダイ・ノヤン(Ījidāi Nūyān) ③チャクラ(Jaqūle) ④フラクル(Ūklāqūr) ⑤カダアン(Qadān) ⑥シンナカル(Shinkqūr) ⑦エジル・ノヤン(Ījil Nūyān)〕。これは、そのまま父子関係を表すものではないと考えられる。不自然であるとともに、『元史』巻一〇七、宗室世系表、『南村輟耕録』巻一「大元世系」が示す系図と余りに異なるからでもある。フラクルについては杉山前掲「クビライ政権と東方三王家」二九七頁以下参照。

㉒ 「張宏行状」。張宏の子、元節は「国家に大慶有らば、恩を賚わること、数ば諸王らと与に」したという(「張宏行状」)。この諸王とはカ

チウン王家を指すものであろう。

㉓ 諸王家などの領内のダルガチに関わる政策の推移は、Elizabeth Endicott-West, *MONGOLIAN RULE IN CHINA—Local Administration in the Yuan Dynasty*, Cambridge (Massachusetts), 1989. 4: The TA-LU-HUA-CH'IH of the Appanages 参照。但し、本書の議論は史料・内容上とも詰めが甘く、興味深い検討が不十分なのは惜しまれる。

㉔ 『元史』巻九一、百官志七、諸路総管府。

㉕ 『元典章』巻九、吏部三、投下「投下達魯花赤遷転」。

㉖ 『元史』巻八二、選挙志二、銓法上に載る諸王の分地の官に関わる記事の至元一九年・三〇年の条で、三年に一度の遷転を命じている。

㉗ 『元史』巻一二、世祖本紀、至元一九年四月壬寅。至元二〇年、監察御史の提言を受けて御史台・中書省・吏部の再三の議論の結果、中書省の出した結論も、州県のダルガチは三年に一度の解由の受領・遷転を行うが、路のダルガチや所領が一箇所のみの場合は遷転できないとする（『元典章』巻九、吏部三、投下「投下達魯花赤遷転」）。

㉘ 王惲『秋澗先生大全文集』巻九二。

㉙ 王惲『秋澗先生大全文集』付録「大元故翰林学士……王公神道碑銘」。

㉚ 楊果、安某（至元年間、劉敏中「済南路総管府新署記」（『中庵集』巻二）、斡赤（至元三一年就任、中順大夫、同上）、王構（成宗テムル時代、『元史』巻一六四）、田滋（成宗の大徳一〇年就任、『元史』巻一九一）。

㉛ 『元史』巻五、中統二年一二月丁巳。同巻一六三、李徳輝伝。史衛民「元朝前期的宣撫司与宣慰司」『元史論叢』第五輯、一九九三年、五七～五八頁。

㉜ 『元史』巻六世祖本紀、至元二年閏五月丁卯。

㉝ 『元史』巻一四世祖本紀、至元二三年四月庚子「中書省の臣……燕南・河東・山東宣慰司を立てんことを請う。旨有りて……其の宣慰司は請う所の如くす。済南は乃ち勝納合児の分地、太原は乃ち阿只吉の分地たり。其れ各位をして官一人を委ねて同にこれを治せしむ。」同一二月丙午、「燕南・河東・山東三道宣慰司を立つ。」

㉞ 植松正「元代条画考(一)」香川大学教育学部研究報告第Ⅰ部第四六号、一九七八年、七六・八七頁参照。

㉟ なお、元代華北の行政区画が、クビライ政権による、諸王家の権益に合わせての区画整理であるとの指摘がなされている。杉山正明「八不沙大王の令旨から」（東洋史研究五二―三、一九九三年）一三三頁。カチウン王家の場合にもそれが確認できる。至元二年に行われた濱州・棣州の済南路への併合は、丙申年に確認された王家の二州との権益を、行政区画の上でも一体化したものと考えられる。『元史』巻五八、地理志一、済南路：同巻六、世祖本紀三、至元二年一二月己巳。同巻二、太宗本紀、八年七月。

第三章　ナヤンの乱後の張氏

ナヤンの乱とは、至元二四年にオッチギン王家の当主ナヤンをはじめとする東方三王家がクビライに対して起こした反乱である。東方三王家は、クビライ政権設立の大きな支持勢力であったから、その反乱は政権の文字どおり屋台骨を揺る

がす事件であった。クビライは、もう一つの支持勢力「五投下」とキプチャク・アス軍団などにより対応し、自らも老齢をおして親征する。ナヤン自身は同年六月にクビライ親征軍と決戦して敗死した。[1] しかし、カチウン王家の金家奴、カダアンの反抗が続く。最後カダアンの反乱行動がやむのはようやく至元二九年に入ってのことであった。カチウン王家のその後、乱時の張氏、乱後の張氏と王家の関係の順に考察する。

このナヤンの反乱の中心勢力の一つであったカチウン王家は、乱の結果どうなったのであろうか。

至元二四年当時、カチウン王家の当主は第六代のシンナカル（Singnaqar, 勝納合児）であった。『集史』イェスゲイ・バハードゥル紀のカチウンの項には、彼がナヤンの乱に加担したことを次のように記す。「この最後の息子（シンカナル）が、オッチギン・ノヤンのウルクのナヤ〔ン〕や他の王子たちと一緒に団結してクビライ・カアンに対して反逆をたくらんだ。クビライ・カアンは彼らをヤサにいたらしめ（be yāsā rasānid）、彼らの軍隊を分割した。[2]」これによれば、シンナカルは「ヤサにいたらしめ」られた、すなわち処刑されたことになるが、漢文史料では確認できない。ただ、彼が当主の座から降ろされ、新たにエジル（Ejil, 也只里）がクビライ政権により第七代の当主とされたことは、漢文・ペルシア文双方の記事で確認できる。『元史』には、巻一〇八諸王表の第三ランクの金印駝紐の項に「済南王：也只里、至元二十四年封。」、同巻一六、世祖本紀、至元二七年五月庚午の条の「復（ふたた）び諸王也只里の王傅を置く。秩正四品。」とある。至元二四年は乱の最中であるが、その段階からクビライ政権は収拾に乗り出していたのである。『集史』イェスゲイ・バハードゥル紀第一章に附された系図のエジルの所には「このエジル・ノヤンはアルチダイのウルスを有しており、カアンに服従している」との注記がある。『五族譜』にも同様の注記がある。[3]

つまり、クビライ政権はカチウン王家を存続させているのである。先に引いた『集史』では、彼ら（カチウン王家）の軍隊が分割されたとあり、事実、一部実行された記録はある。[4] しかし、王家そのものの消滅や分割が行われた形跡はない。クビライ政権にとって、それだけこの王家の存在が大きかったことを示すものであろう。

カチウン王家の済南の権益も維持されている。乱の最中こそ当主シンナカルの任じた済南の官が罷免されている（『元史』巻一四、世祖本紀、至元二四年七月癸丑）が、次の当主エジルに対して、彼の部のクラタイが済南路の属県で起こした事件に対する処断が命じられている。[5] また、武宗カイシャンの即位の際、当主のドレネ（Dörene, 朶列納）は、最高ランクの金印獣紐の一字王号の「済王」に封じられたが、彼の令旨により済南路の濱州ダルガチが選ばれている記録もある。[6] これらからすると、乱後に済南のカチウン王家権益に大きな変更があったとは考えられない。最後までクビライに対し反乱を続け、敗死した可能性が高いカダアンの系統[7]にしても『元史』巻九五、食貨志、歳賜、諸王：「合丹大王位」の「済南漏籍戸二百戸」に延祐三年の状態が示されている以上、権益が後継者に引き継がれたと見るべきである。

ナヤンの乱に参加したにも関わらず、カチウン王家は存続し、済南での権益も保持された。では、張氏はこの反乱にどう関わり、乱後にどうなったであろうか。

張宏は、至元一三年以後、隔年でカチウン王家オルドと済南とを往復し、彼の娘二人はカチウン王家の妃であった。乱の影響は大きかったはずである。

この時期の彼について、「張宏行状」は「（至元）二十四年十一月初五日、済南の私第の正寝にて薨ず。享年五十有九。」と済南での死去を記すのみである。乱の二年前の至元二二年一〇月には、ナヤンとシンナカルはクビライの命を無視するなど、反乱の兆候を見せていた。先に触れた二三年の山東宣慰司の済南への設置は、クビライがシンナカルを牽制する意味もあったと考えられる。しかし、済南での張宏をはじめ張氏の動向は分からない。なにか忌むところがあるのかもしれない。[8]

ただ「張宏行状」には張宏の娘イェスグイの、ナヤンの乱の際のエピソードを載せる。

> 諸王ナヤンが叛いた時、ウナクチ（兀訥忽赤）、金剛奴に通謀した。イェスグイは逆順禍福を何度も繰り返し諭したが〔彼らは〕聞かなかった。それだから災いの原因（反乱）に及んで、捕えられて天子（クビライ）のお裁きの場に至り、思し召しがあって、

こう詰問された「お前はナヤンとともに乱を起こし、また諭して止めた者がいたのに、お前たちはそれを拒んだのだ」と。〔そこで〕妃（イェスグイ）の述べたことをお答えした。上（クビライ）は驚いて言った「それは済南の張相（張栄）[9]の子〔孫〕ではないか。朕は彼女がそうした〔わけ〕を知ったぞ」と。命じてイェスグイを軍中に探させて、鈔二千五百緡を賜り、済南へジャムチで送らせて養生させて、役人に物資を供給させた。

イェスグイは乱時の当主シンナカルの先代フラクルの妃であった。至元二〇年にはシンナカルの当主在任が確認されるから[10]、フラクルは、ナヤンの乱の時には死去していたと見られる。当事者の記録であるから割り引かねばなるまいが、先代当主の妃として、姉妹が妃であった金剛奴が反乱に加担するのを防ごうとしたのである。ちなみに、ウナクチについては知るところがない。乱後、クビライによってイェスグイは父張宏亡き後の済南に送られ、そこで暮らした。成宗テムルの初期に、山東廉訪司の建言によって鈔二万緡を下賜されているから、済南に居続けたと考えられる。乱後のカチウン王家と彼女との関係を物語る記録はない。

では、張氏とカチウン王家との関係は絶えてしまったであろうか。否、別の形で存続しているのである。手がかりとなるのは、つぎの二つの記事である。

A　（張）元里は、呉王の教を被り建昌路達魯花赤たり。（「張宏行状」）

B　公（張栄）の曾孫昇和児（シンコル）（Singgor ?）、字は子京、叔（崇）の子なり。而後、大宗たりて今は建昌郡侯の長、官は宣武将軍たり。政は慈恵を尚び、（中略）四年たり。廉勤は始めの如し。（「世徳碑」）

まず、Aから検討しよう。張元里は張宏の子である。呉王とは、仁宗アユルバルワダの皇慶元年（一三一二）に済王ドレネが改封されて以来のカチウン王家当主の王号である[11]。建昌路はカチウン王家の江南での権益地である。つまり、元里はカチウン王家当主の命で王家の江南の権益地のダルガチとなっているのである。彼の兄、張元節は、当主として「済南公」を襲封し、宣武将軍・征西万戸となった。ナヤンの乱後の張氏は、当主が封号と武階官と万戸職を襲い、それに次ぐ

者が建昌路ダルガチとなる体制であったと考えられるのである。

クビライは旧南宋領の支配が安定しだした至元一八年から本格的に、諸王・后妃公主・勲臣に江南の権益を分与しはじめた。このいわゆる「江南戸鈔」は、カチウン王家にも至元一八年に建昌路の六万五千戸、鈔にして計二千六百錠が分与されている。至元二七年の戸口統計によれば建昌路は九万二千二百二十三戸、カチウン王家の権益はその七割を占める。[12] 支配の実態は不明の部分が多いが、華北と同様に路や州県のダルガチをも派遣していることからすれば、権益は単に鈔の授与に留まらず、その地の支配に関与していたと考えられる。[13] また、ナヤンの乱後もダルガチの指名を行っている以上、権益の保持も華北同様と考えられる。

ところで、クビライ・カアンは、襄陽陥落後の南宋征服戦に東方三王家を始め諸王を参加させなかった。カチウン王家との関係の深い張宏が参戦しなかったのも、これに関わるであろう。諸王が参加しないのは、大規模な遠征ではチンギス・カン以来初めてのことである。戦役への参加が、その後の戸口分配の前提となっていたと考えられる以上、[14] 南宋併合で得た全体からすれば一部分とはいえ、[15]「江南戸鈔」分与の持つ意味は大きい。つまり、クビライが李璮の乱後も華北の王家の権益を維持・調整したことと合わせ考えると、彼はチンギス・カン以来の、領地の一族分有の体制を否定せず、江南にまで拡大していると言えるのである。

Bの検討に移ろう。昇和児（シンコル）は張宏の弟、崇の子であり、Aの元里からすれば従兄弟になる。「建昌郡侯の長」は建昌路ダルガチのことと考えられる。この記事で注目される点は三つある。一つは彼が「而後、大宗たり」と記されていることである。何らかの理由で張宏の長子、元節の武階官「宣武将軍」と次子、元里の建昌路ダルガチを昇和児（シンコル）が継承した。彼が張栄・邦傑・宏の事績を記す「済南公世徳碑」の撰文を依頼しているのは、張宏の嫡統の持っていた武階とダルガチ職継承を記念するものと考えられる。撰者の程鉅夫は建昌の人、帰郷した際に昇和児（シンコル）から撰文を依頼されたのであった。ただ、彼の「済南公」継承は確認できない。先にふれたが、父の「征西万戸」を継承した元節の子ノガイ（Noqai, 那懐）が

済南に残り「済南公」を襲封した可能性が高い。ノガイより一世代上の昇和児（シンコル）が当時一族の長老として武階を帯びたものか。嫡統が済南にいて万戸職を襲い、それに次ぐ者が建昌路ダルガチとなる体制は続いていたと考えられる。

二つめの注目点は彼がモンゴル名を名乗っていることである。至元二年に路のダルガチにはモンゴル人を充てるという原則が定められた。その後、女直・契丹・漢人は認めないものの、回回・畏吾児（ウイグル）・乃蛮（ナイマン）・唐兀（タングト）のダルガチ就任が認められた。[16] 女直・契丹・漢人・南人がモンゴル名を名乗ってダルガチとなっているのを摘発する事例が見られる。[17] 昇和児（シンコル）は世代からすると「元」字を第一字とする漢名を持っていたはずである。モンゴル名を名乗ったのは、摘発を免れるためであろうか。それよりもむしろ、張氏が「モンゴル化」した一族であったためと考えたい。彼の祖父邦傑は青年期からカチウン王家のオルドで暮らし、祖母はモンゴル人阿可亦真氏である。伯父の張宏はカチウン王家のオルドで生まれ、「博く諸国語に通じ」た人物であり、その娘イェスグイら二人はカチウン王家の妃である。元節の子もノガイなるモンゴル名を名乗っている。叔父宓は武宗カイシャンのケシクで「蒙古台」と呼ばれ、[18] 彼および子の元輔の妻はともにモンゴル人である。昇和児（シンコル）と父の崇の婚姻関係については分からないが、張氏はモンゴルとの通婚を重ねていた。彼らの自己認識自体がどのようなものであったであろうか。「漢人」でありながら、かつ支配者側のモンゴルであるという存在がありえたと考えられる。「華化」の逆の「モンゴル化」もあったのである。

三つめの注目点は「政は慈恵を尚び、（中略）四年たり。廉勤始めの如し。」とあることである。ダルガチ在任が既に四年にわたっている。諸王家などの領内の路のダルガチは三年に一度の遷転を義務づけられていない。張元里、昇和児（シンコル）の二人にわたる長期間の建昌路ダルガチ在任の可能性も有り得よう。[19]

以上、張氏とカチウン王家のつながりは、ナヤンの乱後も、新たな形で続いていたことが確認された。

① 姚燧「太師泰安武穆王神道碑（平章政事忙兀公神道碑）」（『山左金石志』巻二三、『国朝文類』巻五九）・虞集「句容郡王世績碑」（『国朝文類』巻二六）、『元史』巻一四、世祖本紀、至元二四年など。

② JT, 60 a.

③ JT, 61 b; SP103 b–104 a. 本文では、先代のシンナカルまでしか言及がない。

④ 杉山正明、前掲「八不沙大王の令旨より」一二九頁、注③参照。『元史』巻一七、世祖本紀、至元二九年二月乙亥。

⑤ 『元史』巻一九、成宗本紀、大徳元年一二月戊戌「諸王也只里の部の忽剌帯は済南の商河県において居民を侵掠し、禾稼を蹂践す。帝、命じてこれを詰せしめ、其の部を走帰せしむ。帝曰く『彼は宗戚なり、是の理あらんや。其れ也只里をしてこれを罪せしめよ』と。」

⑥ 彼の「済王」号は、華北の領地済南にちなむ。先のエジルが第三ランクの金印駝紐の二字王号「済南王」であったのは、ナヤンの乱の影響であり、それ以前のクビライ期の当主は王号はないが「皇姪」の家として高く位置づけられていた。第一章注⑬参照。『元史』巻二二、武宗本紀、大徳一一年七月丁丑。『元典章』巻九、吏部三、官制三、投下「有姓達魯花赤革去」（至大四年九月）。

⑦ 『元史』巻二〇成宗本紀、大徳五年七月癸亥。

⑧ この時期、七〇歳で引退した直後の姜彧も済南にいたが動向は不明。彼は、至元五年に設立された御史台の治書侍御史となって後、御史台関係の官職を歴任した。

⑨ 張柔が「張相」と称されたことは揭傒斯『揭文安公全集』巻六「金紫光禄大夫山東行尚書省都元帥……張柔加贈……追封済南王……制」に見える。

⑩ 『元史』巻一二、世祖本紀、至元二〇年三月丁巳。

⑪ 第七代当主のエジルは、成宗没後、成宗皇后ブルガン・ハトンと安西王アーナンダ擁立を図り、アユルバルワダやチャガタイ王家トラ等に打倒され失脚した。それに代わって第八代当主となったのがドレネである。以後の呉王は、⑨澤皮（泰定帝期）、⑩木楠子（文宗トクテムル期）、⑪搠思監（順帝トゴンテムル期）、⑫朶爾赤（順帝至正一四年以降）と継承された（○内数字はカチウン王家の当主としての代数。『元史』本紀、大徳一一年七年丁丑、皇慶元年正月戊午、泰定三年六月戊戌、天暦二年二月癸卯・八月癸丑、至順元年三月丁巳・八月癸卯、後至元二年六月丁丑、至正一三年六月丙辰；同巻一〇七宗室世系表、同巻一〇八諸王表、同巻一三九朶爾赤伝などによる）。ただ、ここでの呉王は、最後の朶爾赤でないことが言えるのみである。朶爾赤の呉王襲封は至正一四年以後で、「張宏行状」の撰者張起巌の没後となる。

⑫ 『元史』巻九五、食貨志三、歳賜；同巻六二、地理志五、江西等処行中書省。

⑬ 県のダルガチの選任の事例は、『元典章』巻九、吏部三、投下、「革罷南人達魯花赤」に見られる。路の拠郭の南城県のダルガチ、バヤン（伯顔）が実は南人であったことから罷免され、その後任の選定を「本投下」に求めている。『元史』巻一二、世祖本紀、至元二〇年正月己未および食貨志、歳賜；『国朝文類』巻四〇、経世大典序録、賦典、宗親歳賜には鈔の授与の原則を述べるのみである。

⑭ 海老沢哲雄、前掲「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」三三、四五頁参照。

⑮ 『元史』食貨志、歳賜に載る「江南戸鈔」の戸数総計は一八八七〇一六戸。江浙・江西・湖広三省の戸数合計が一一三三三九六五戸。前者の合計との比率は一六パーセント強となる。「江南戸鈔」の分与が至元一三年（一二七六）から泰定元年（一三二四）に及ぶため、大まかな比較に過ぎない。

⑯ 『元史』巻六、世祖本紀、至元二年二月甲子。『元史』巻八二、選挙志二、諸王分地、至元六年。

⑰ 『元史』巻八二、選挙志二、諸王分地、至元六年。『元典章』巻九、吏部三、投下の「投下達魯花赤」「革罷南人達魯花赤」「有姓達魯花赤

革去」「有姓達魯花赤追奪不叙」の各事例。

⑱ 畢沅等『山左金石志』巻二四「済南郡公張宏神道碑」。呉寛等『(正德) 姑蘇志』巻三、古今守令表に、至順三年到任の総管として彼の名が見える(「張忙士鼐」と名の下半は墨釘になっている)。ケシクから離れた後もマングダイの名を名乗っていたことが分かる。

⑲ 呉澄『臨川呉文正公集』巻二〇「建昌路廟学記」には、「今天子(文宗トクテムル)の御極の初め」に江浙行中書省郎中(従五品)であったサトミシュ(薩德弥実)が抜擢されて「建昌郡侯」となったことが見える。これがダルガチを指すならば、張氏一族のみが建昌路ダルガチであり続けたのではないことになる。

おわりに

以上三章にわたり検討したことをまとめると次の様になろう。

李璮の乱後、張氏は済南での総管職を失い、一方クビライ政権は総管以下の官を送り込んだ。これはクビライ政権の中央集権化をめざす動きと見てよい。従来言われた李璮の乱を境とする、漢人軍閥による統治から中央政権による統治への変化は、張氏の済南でも認められるのである。しかし、乱後も変化しなかった部分がある。それは、済南に権益を持つカチウン王家との結びつきである。王家との結びつきは、モンゴル帰順の時に始まり、形態こそ違え、李璮の乱後もナヤンの乱後も継続した。張氏は王家のモンゴリアのオルド・華北の済南・江南の建昌に関係した。これは、南宋併合以後のモンゴル政権の、モンゴリア・華北・江南にまたがる支配構造を反映したものであり、張氏は王家の支配に寄り添う形で存続したのである。また、張氏が江南の建昌路のダルガチとなったことからは、華北の漢人が江南に支配者として臨む支配構造も読み取れる。①

もうひとつ注意しておかねばならないことがある。カチウン王家のオルドで生まれ育った張氏をはじめ、モンゴル人との通婚を重ねた張氏は漢人であると同時に、モンゴル名を持ちダルガチになるなど、支配者側のモンゴルでもある存在であったと考えられることである。従来、非漢族の中国文化受容「華化」のみが注目されてきた。しかし、モンゴル支配時代の、多民族・多言語・多宗教の中国社会において、文化の影響は双方向的なものであったはずである。「華化」の逆の

「モンゴル化」の実例として、彼らの使用言語、習慣は興味深い。

張氏の事例からみた、クビライ以後のモンゴル政権の中国支配の特徴はどうか。クビライは総管府をはじめ中国的統治機構を通じて権力集中をはかりつつも、華北・江南における権益地での諸王家たちのダルガチ選定を認め、権益を保持した。

諸王たちの権益地におけるダルガチ選定の持つ重要性は、当時の為政者たちもよく自覚していた。仁宗アユルバルワダの延祐四年に監察御史が御史台に建言した文書に次のようにある。「各投下のダルガチとは、太祖皇帝が初めて北方に起こった時に兄弟たちが相談して、『天下を取ったら各々に領土（地土）を分けて共に富貴を享受しよう』と言って、〔それを受けて〕世祖皇帝が即位して以来、きまり（法度）を作り諸王にまち（城子）を分けて、彼らに各自ダルガチを任命（委付）させている。このことは長年行われてきたのだ。」（『元典章』巻九、吏部三、投下、「投下の達魯花赤を改正す」）。[2][3]

この記事からさらに重要なことが読み取れる。諸王の権益は、チンギス・カン以来のモンゴルの一族分封の原理に基づくということである。クビライによる中央集権化の後も、諸王たちの権益は華北で維持、江南へは拡大された。とすると、クビライ以後のモンゴル政権の中国支配はチンギス・カン以来のモンゴルの一族分封の原理に基づく部分と、「中華王朝」的集権国家という二重の構造を持っていたといえる。[4] 従来のクビライ政権に対する理解は、モンゴルの一族分封の構造の持続を無視した点で不十分なものであった。クビライ政権による「大元」は、モンゴルと中国の二つの政治文化を統合して作り上げられた新しい形態の国家と言ってよいであろう。その点でも、クビライ政権はモンゴル帝国史の中で一時代を画するものであった。

本稿では、済南張氏とカチウン王家との関係を通して、モンゴル政権の中国統治の特徴を見てきた。他の漢人軍閥の事例からは何が見えてくるであろうか。各軍閥のクビライ政権以降の動向は様々である。益都の李璮の如く反乱滅亡の後、麾下が南宋遠征や大都周辺の部隊に転用された者、東平の厳氏の如く内部分裂をきっかけに解体された者、真定史氏・保

定張氏の如く、南宋遠征の前線に立ち、後に江南・中央での高官となった者、劉伯林の子孫の如く陝西四川に活動の範囲を持つ者などがあり、急な総合化ははかりがたい。各々の根拠地に権益を持つ諸王侯との関係にしても、李璮とオッチギン王家の姻戚関係が指摘され、真定史氏とトゥルイ家との関係が推測されている⑤ほかは未解明である。今後も個別事例からの具体像を蓄積することによって全体像の構築をめざしたい。

なお、付言すると、こうした基礎作業は、当時の歴史状況を把握する上で最も緊急であるとともに、モンゴルと中国という文化体系を異にする二つの社会が、長期間にわたり同居した状態にいたときに、どのような変化をひきおこすかという問題についても探求する可能性をきり拓く。文化摩擦なる言葉だけでは済まされない、深刻かつ永続するアスペクトが現時点でも十分想定される。今後、そうした広い意味での歴史文化現象にも目を向けて、研究の視野と枠組みを拡げていけば、より実り豊かな成果が得られるだろう。あわせて課題としたい。

① クビライ政権以降の東方でのモンゴルの支配構造がモンゴリア、華北、江南の三つの部分をたばねる形をとっていたことは、杉山正明、前掲「八不沙大王の令旨より」一〇六頁参照。また、クビライ政権以降の中国支配の重層構造については、拙稿「元代華北のモンゴル軍団長の家系」（史林七五―三、一九九二年）六六頁参照。そこでは、王族や有力部族長、華北のモンゴル軍団長、華北の漢人軍団の長、旧南宋軍団の長に注目して四層を想定した。

② ここでの「委付」はモンゴル語 tüsi-（委ねる、任命する、委任する）の訳語と考えられる。中央政権による任命より、諸王らの側による選定が実質的な意味を持つことのあらわれか。中村淳・松川節「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」（内陸アジア言語の研究Ⅶ、一九九三年）、第二截モンゴル文三〇・三四行、漢文二三・二六行・および『元朝秘史』中の tüsi- と傍訳「委付」の対応参照。

③ この記事は、仁宗アユルバルワダ時代の中書右丞相テムデルが、諸王たちの選定した人間を副ダルガチとし、中央政権のケシクから派遣した人間をダルガチとしてその上に置いた政策に関わるものである。延祐二年四月に命じられたが、二年後に晋王イェスンテムル（後の泰定帝）とカチウン王家のドレネの反対で、旧制に戻さざるを得なかった。『元史』巻二五、仁宗本紀、延祐二年四月辛丑、同巻二六、延祐四年六月丙辰。『元典章』巻九、吏部三、投下「設副達魯花赤」、「改正達魯花赤」参照。

④ 「元朝」の中国支配における二重性は、岩村忍氏により「中央集権制と部族的封建制との妥協」「封建的漢人世侯……の代りに出現したものは中央集権的郡県制でなく……投下と中国的郡県制の混合形態に外ならなかった」と表現されている。岩村忍「五戸糸と元朝の地方制度」（東方学報京都三二、一九六二年）一二四・一三三頁参照。ただ

し、氏は、旧南宋領においては、華北と異なり諸王たちの権限は名目的なもので、中国的郡県制が実現したと考えている。しかし、諸王家などの権益地の量的比率こそ低いが、ダルガチの選定などの権限は華北との差異はなく、二重性は江南にも認められるのである。

もっとも、「中華王朝的」とされる部分において、チンギス・カン以来のモンゴルの伝統が続いていることにも注目しなければならない。この部分においても二重性が存在すると考えられる。たとえば、中書省・枢密院・御史台といった官庁の首脳は、モンゴル有力部族の出身であり、行政・軍事・監察の枠を越えて活動することなどである。

⑤ 周良霄、前掲「李璮之乱与元初政治」六～七頁。杉山正明、前掲「クビライ政権と東方三王家」二九〇～二九一頁。野沢佳美、前掲「モンゴル太宗定宗期における史天沢の動向」五三頁以下。

（京都大学研修員）

Han Chinese Warlords (軍閥) in the Aftermath of the Li Tan (李璮) Rebellion of 1262

——The Case of the Zhang (張) Family of Jinan (済南).

by

TSUTSUMI Kazuaki

Until now, it has been generally assumed that in the aftermath of the Li Tan rebellion, the Yuan dynasty abandoned its policy of indirectly governing China through Han Chinese warlords in favor of centraized rule. This paper presents an analysis of the relationship between the Zhang, a Han Chinese warlord family and the royal Qači'un family which ruled Jinan. Its conclusions, in brief, are as follows.

(1) Zhang Rong (張栄) surrendered to Alčidai, of the Qači'un family, and lord of Jinan in Shandong (山東) late in the reign of Činggis Qan. After Zhang Rong's surrender, the Zhang governed Jinan.

(2) After the Li Tan rebellion, Qubilai Qa'an relieved the Zhang of their post as governer of Jinan, and instead dispatched central officials. The Zhang continued to reside in Jinan, and intermarry with the Qači'un.

(3) After the Nayan rebellion (1287-1291), the Qači'un continued to rule the province of Jinan, and Jianchang (建昌) in Jiangxi (江西). The relationship between the Zhang and Qači'un families continued, as they were appointed daruγaci of Jianchang by the Qači'un.

(4) Although Qubilai Qa'an has been thought to have expanded the powers of the centralized imperial state in the aftermath of the Li Tan rebellion, it should instead be clear that even after Qubilai Qa'an's reign, the land holdings of royal families and noted retainers from the time of Činggis Qan were maintained. Indeed, after Qubilai's conquest of southern China (the southern Song), some of the newly occupied areas were granted to these families. Yuan rule is best characterized by two systems: one of centralized Chinese bureaucratic rule, and one of a post-Činggis Qan type of Mongolian feudalism. Not only did the Yuan dynasty possess Chinese characteristics, but Mongol ones as well.